

令和 7 年度つくば市農業機械等整備支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、農業用機械等の入替や新規導入を促進し、農業経営の活性化に資する事業に対して、予算の範囲内において令和 7 年度つくば市農業機械等整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和 62 年つくば市規則第 15 号。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者とは、法第 14 条の 4 第 1 項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) つくば市地域計画の目標地図に位置付けのある農業者とは、法第 19 条の規定に基づき、つくば市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した目標地図に掲載された者をいう。
- (4) 有機 JAS 認証とは、日本農林規格等に関わる法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき、有機 JAS に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・判定し、事業者が得られる証明のことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請する時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は所在する法人であって、下記のいずれかの者
 - ア つくば市の認定農業者
 - イ つくば市の認定新規就農者
 - ウ つくば市地域計画の目標地図に位置付けのある農業者
- (2) 農業経営において、下記のいずれかを満たすもの
 - ア 市内の耕作面積が 1 ha 以上あること。
 - イ 親族以外の雇用があること。
 - ウ 下記の(ア)又は(イ)により算出される金額が 250 万円以上あること。
(ア)個人事業主の場合：農業収入から経費を差し引く

- ・ 収支内訳書の専従者控除前の所得金額
- ・ 損益計算書の差引金額

(イ) 法人の場合：損益計算書の税引前当期純利益と役員報酬を足し合わせる

(3) 市税等の滞納がないこと。

(4) 第 4 条に規定する補助対象機械・設備等について、他の助成制度による財政的支援を受けていないこと又は受ける見込みでないこと。

(5) 令和 7 年度つくば市スマート農業推進事業補助金による交付決定を受けていないこと又は受ける見込みでないこと。

(補助対象機械・設備等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる機械・設備等(以下「補助対象機械・設備等」という。) は、農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の維持、開始若しくは改善に必要なものに限る。ただし、農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの及び中古の機械・設備等は補助対象外とする。

2 環境衛生施設(トイレ等) ほ場観測施設、中継拠点施設(農機具格納庫等) 等の施設については、前項に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象機械・設備等の導入に係る費用(以下「補助対象経費」という。) の実支出額の合計額の 2 分の 1 を超えない範囲で市長が定める額とし、50 万円を限度とする。ただし、交付申請の時点で有機 JAS 認証を取得している補助対象者又は交付申請の時点で農林水産省のホームページに掲載のみどり投資促進税制対象機械カタログに掲載されている機械・設備等を導入する場合は、100 万円を限度とする。

2 市長は、算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の制限)

第 6 条 補助金の交付を受けることができる回数は、一補助対象者につき令和 7 年度において 1 回限りとする。

2 補助対象経費が整備内容ごとに 10 万円(税抜) 以上であること。

3 補助対象経費の合計が 30 万円(税抜) 以上であること。

4 補助金の交付を受けた個人が役員を務める法人は、補助対象外とする。

5 補助金の交付を受けた法人の役員が営む個人事業は、補助対象外とする。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、令和 7 年度つくば市農業機械等整備支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号) に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、令和 7 年度つくば市農業機械等整備支援事業補助金交付 (不交付) 決定通知書 (様式第 2 号) により申請者に通知するものとする。

(変更承認の申請等)

第 9 条 前条の規定により交付決定を受けた者 (以下「補助事業者」という。) が、当該交付決定に係る事業 (以下「補助事業」という。) の内容に重要な変更がある、又は補助事業を中止、若しくは廃止するときは、速やかに令和 7 年度つくば市農業機械等整備支援事業補助金変更 (中止・廃止) 承認申請書 (様式第 3 号) を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、重要な変更とは下記 (1) のとおりとする。

(1) 事業費の増、又は交付決定額の 30% を超える減額

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、令和 7 年度つくば市農業機械等整備支援事業補助金変更 (中止・廃止) 承認通知書 (様式第 4 号) により、当該申請者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その翌日から起算して 20 日以内又は事業開始日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、令和 7 年度つくば市農業機械等整備支援事業補助金実績報告書 (様式第 5 号) に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、必要に応じて検査を行い、交付決定の内容に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、令和 7 年度つくば市農業機械等整備支援事業補助金確定通知書 (様式第 6 号) により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 12 条 前条の規定による補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、令和 7 年度つくば市農業機械等整備支援事業補助金請求書 (様式第 7 号) を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により補助事業を中止、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業について、他の助成制度による財政的支援を受けているとき、又は受ける見込みがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当と市長が認めるとき。

(補助金の経理書類)

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数を経過するまで、補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者が前項ただし書の規定により前項本文の財産を処分した場合において、これにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第 16 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 10 月 10 日から施行する。なお、この要項は施行日以降の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。